

建設コンサルタント等入札執行に伴う最低制限価格の取り扱いについて

(建設コンサルタント業務・補償コンサルタント業務の場合)

平成29年度に実施します最低制限価格の算出については、県の基準を参考に下記により実施しますので通知します。

◎ 平成29年度の最低制限価格の算出方法

$$\alpha = \frac{\text{【(直接人件費の額)+(直接経費の額)+(その他原価の90%)+(一般管理費の50%)】} \times (1.08)}{\text{(予 定 価 格)}}$$

県：H26.6.1 改正

最低制限価格の算出方法

① $7.0/10 \leq \alpha \leq 9.0/10$

最低制限価格 = 【(直接人件費の額)+(直接経費の額)+(その他原価の90%)+(一般管理費の50%)】 × (1.08)

※ アンダーライン部分（税抜）を計算し、これを1万円未満切り捨てた後に消費税を加算。

↓
1万円未満（切り捨て）

② $7.0/10 > \alpha$ 最低制限価格 = 「予定価格」 × $7.0/10$ × (1.08)

③ $9.0/10 < \alpha$ 最低制限価格 = 「予定価格」 × $9.0/10$ × (1.08)

↓
1万円未満（切り捨て）

※ ②、③については、予定価格とは設計価格（予定価格の税抜）に $7.0/10$ もしくは $9.0/10$ を乗じ、この1万円未満を切り捨てた後に消費税を加算。

測量業務入札執行に伴う最低制限価格の取り扱いについて

(測量業務の場合)

平成29年度に実施します最低制限価格の算出については、県の基準を参考に下記により実施しますので通知します。

◎ 平成29年度の最低制限価格の算出方法

$$\alpha = \frac{\text{【(直接測量費の額)+(測量調査費の額)+ (諸経費の 60%)】} \times (108/100)}{\text{(予 定 価 格)}}$$

県：H26.6.1 改正

最低制限価格の算出方法

① $7.0/10 \leq \alpha \leq 9.0/10$

最低制限価格 = $\text{【(直接測量費の額)+(測量調査費の額)+ (諸経費の 60%)】} \times (108/100)$



※ アンダーライン部分（税抜）を計算し、これを1万円未満切り捨てた後に消費税を加算。

1万円未満（切り捨て）

② $7.0/10 > \alpha$ 最低制限価格 = 「予定価格」 × $7.0/10$ × $(108/100)$

③ $9.0/10 < \alpha$ 最低制限価格 = 「予定価格」 × $9.0/10$ × $(108/100)$



1万円未満（切り捨て）

※ ②、③については、予定価格とは設計価格（予定価格の税抜）に $7.0/10$ もしくは $9.0/10$ を乗じ、この1万円未満を切り捨てた後に消費税を加算。

地質調査業務入札執行に伴う最低制限価格の取り扱いについて

(地質調査業務の場合)

平成29年度に実施します最低制限価格の算出については、県の基準を参考に下記により実施しますので通知します。

◎ 平成29年度の最低制限価格の算出方法

$$\alpha = \frac{\text{【(直接調査費の額)+(間接調査費の90%)+(解析等調査業務の80%)+(諸経費の50%)】} \times (1.08)}{\text{(予定価格)}}$$

県：H28.6.1 改正

最低制限価格の算出方法 e

① $7.0/10 \leq \alpha \leq 9.0/10$

最低制限価格 = $\text{【(直接調査費の額)+(間接調査費の90%)+(解析等調査業務の80%)+(諸経費の50%)】} \times (108/100)$

※ アンダーライン部分（税抜）を計算し、これを1万円未満切り捨てた後に消費税を加算。

↓
1万円未満（切り捨て）

② $7.0/10 > \alpha$ 最低制限価格 = 「予定価格」 × $7.0/10$ × (1.08)

③ $9.0/10 < \alpha$ 最低制限価格 = 「予定価格」 × $9.0/10$ × (1.08)

↓
1万円未満（切り捨て）

※ ②、③については、予定価格とは設計価格（予定価格の税抜）に $7.0/10$ もしくは $9.0/10$ を乗じ、この1万円未満を切り捨てた後に消費税を加算。

建築設計業務入札執行に伴う最低制限価格の取り扱いについて

(建築設計業務の場合)

平成29年度に実施します最低制限価格の算出については、県の基準を参考に下記により実施しますので通知します。

◎ 平成29年度の最低制限価格の算出方法

$$\alpha = \frac{\text{【(直接人件費の額)+(特別経費の額)+(技術料等経費の100%)+(諸経費の60%)】} \times (108/100)}{\text{(予 定 価 格)}}$$

県：H26.6.1 改正

最低制限価格の算出方法

① $7.0/10 \leq \alpha \leq 9.0/10$

最低制限価格 = $\text{【(直接人件費の額)+(特別経費の額)+(技術料等経費の100%)+(諸経費の60%)】} \times (108/100)$

※ アンダーライン部分（税抜）を計算し、これを1万円未満切り捨てた後に消費税を加算。

↓
1万円未満（切り捨て）

② $7.0/10 > \alpha$ 最低制限価格 = 「予定価格」 $\times 7.0/10 \times (108/100)$

③ $9.0/10 < \alpha$ 最低制限価格 = 「予定価格」 $\times 9.0/10 \times (108/100)$

↓
1万円未満（切り捨て）

※ ②、③については、予定価格とは設計価格（予定価格の税抜）に7.0/10もしくは9.0/10を乗じ、この1万円未満を切り捨てた後に消費税を加算。